

兵庫県廃棄物処理計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

兵庫県廃棄物処理計画策定支援業務

2 業務の目的

一般廃棄物及び産業廃棄物の現状と課題を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第5条の5の規定に基づいて策定した「兵庫県廃棄物処理計画」（平成30年8月）を見直し、今後の廃棄物行政の実施計画となる兵庫県廃棄物処理計画（改定版）を策定するにあたり、必要な調査・分析を実施し、効果的な施策を提案するとともに、兵庫県廃棄物処理計画（改定版）の素案等の資料を作成することを目的とする。

3 業務の内容

委託者から提供する廃棄物排出量の実績値等のデータの整理及びその他計画策定に必要なデータを収集・集計し、廃棄物排出量、最終処分量、再生利用量等の将来予測、目標設定等を行い、兵庫県廃棄物処理計画の策定に必要な業務を行う。

(1) 一般廃棄物の現状分析、将来予測及び課題の整理

(ア) 一般廃棄物の現状分析

- ① 一般廃棄物の排出量、再生利用量（率）、最終処分量等の現状や推移の整理。

※一般廃棄物処理事業実態調査（令和2年度までの実績）の結果は、委託者が提供する。

- ② 現計画の中間目標（令和2年度）に対する達成状況の整理。

- ③ 全国平均等との比較。

(イ) 一般廃棄物の将来予測

一般廃棄物の将来（令和7年度、令和12年度）の排出量、再生利用量（率）、最終処分量、1人1日あたりの排出量（家庭系、事業系）、焼却量及びごみ発電能力を予測する。

(ウ) 一般廃棄物の課題の整理

一般廃棄物の現状分析及び将来予測を踏まえ課題を抽出する。

(2) 産業廃棄物の現状分析、将来予測及び課題の整理

(ア) 産業廃棄物の現状分析

- ① 産業廃棄物の排出量、再生利用量（率）、最終処分量等の現状（地域、業種、種類別）や推移の整理。

- ② 現計画の中間目標（令和2年度）に対する達成状況の整理。

- ③ 産業廃棄物処理施設等の状況の整理。

(イ) 産業廃棄物の将来予測

産業廃棄物の将来（令和7年度、令和12年度）の排出量（地域、業種、種類別）、再生利用量（率）、最終処分量を予測する。

(ウ) 産業廃棄物の課題の整理

産業廃棄物の現状分析及び将来予測を踏まえ課題を抽出する。

(3) 基本方針、計画目標、施策等の提案

(ア) 基本方針の設定と計画目標の検討

基本方針を設定し、目標年度（令和7年度、令和12年度）での一般廃棄物及び産業廃棄物の数値目標を検討する。一般廃棄物は、家庭系と事業系毎の数値目標も検討する。

(イ) 施策の提案

目標達成のために有効なリデュース、リユース、リサイクルに重点を置いた効果的な施策を提案する。プラスチックごみ対策、廃棄物処理の脱炭素化についての推進方策は必須とする。

(ウ) ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方向性の整理

ごみ処理広域化の現状を整理するとともに、広域化・集約化計画の策定に向けた今後の方針を提案する。方針の提案にあたっては、環境省が示した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31 年 3 月 29 日）を考慮すること。

(4) 産業廃棄物多量排出事業者の排出量調査データ入力

(ア) 対象データ【予定件数】

産業廃棄物多量排出事業者実績データ 約 1,800 件（約 390 事業場）

pdf 化作業並びにファイル名編集データ 約 790 件（約 390 事業場）

ただし、入力件数は、実際の帳票類の数量等により増減する。

(イ) データ入力等

① データ作成

- ・入力用の原本データ様式は、別紙 1 に示すとおり。
- ・入力データは、別紙 2 「データ入力業務一覧」のとおり。
- ・作成する全データについて、ベリファイ等による確認を行うこと。

② データ確認

ア 入力したデータのうち、必須項目漏れや異常値等のデータ不備がある場合は、入力に関する指示を受けること。

なお、上記不備等の確認方法については、以下イ、ウ、エのとおりとする。

イ 報告書作成支援フォームを用いて、データ不備を確認する。

ウ 前年度報告データがある事業場については、前年度報告データと比較する。

エ 事業者を確認をしなければ想定ができないデータについては、委託者から、報告事業者へ確認をとる。

③ データ出力

指定のエクセル様式にまとめること。

(ウ) 排出量等データの集計

① 入力したデータを元に、別紙 3 に示す形式での集計を行うこと。

② 入力したデータ以外に集計に必要なデータ一覧はエクセル形式で提供する。

（提供するデータ） 事業者コード、事業者名、所在地、業種コード、業種名の一覧

③ 集計の際に、数値の不整合等の異常値がある場合は、集計に関する指示を受けること

④ 集計結果の取りまとめについてはエクセル形式で行うこととし、後日、委託者による修正作業が行える様式にすること。

(エ) データの pdf 化作業並びにファイル名の編集

令和 3 年度に提出された「(特別管理) 産業廃棄物処理計画書」及び「処理計画実施状況報告書」について以下の作業を行うこと。

① 令和 3 年度に提出された電子ファイルを pdf 化する。

② ファイル名を「多量排出事業者の処理計画書・処理計画実施状況報告書記入要領」に基づく記入方法に修正する。

③ ①②で加工したデータは、別紙 4 に示す形式で取りまとめる。

(5) 産業廃棄物小規模排出事業者の排出原単位等の算定

(ア) 県内の小規模排出事業者について、資料調査及びアンケート調査等を行い、業種（中分類）ごとの排出原単位及びその処分方法ごとの率を算定する。

(イ) アンケート調査については、対象事業所の抽出、調査票の作成、調査票の発送準備、調査票の回収、回収データの確認及び集計が業務範囲である。なお、アンケート調査に係る事業者向けの調査票等の郵送費は委託者が負担する。調査票回収のための費用は受託者が負担する。

(ウ) アンケート調査は、下記(6)産業廃棄物排出量等の算定に必要な事業所に対して実施することとする。

(6) 産業廃棄物排出量等の算定

多量排出事業者の実績データの集計結果（上記(4)）、小規模排出事業者の調査結果（上記(5)）及び中間処理業者の処理状況（調査方法は任意）等を踏まえ、令和2年度の県内事業場（政令市を含む）の産業廃棄物の排出量、最終処分量、再生利用量等について、兵庫県全域で推計する。

なお、政令市（神戸市、尼崎市、姫路市、明石市、西宮市）分の多量排出事業者の実績データの集計結果は、委託者が提供する。

(7) その他計画策定に必要なデータの収集・整理

委託者から提供するデータの他、計画策定に必要な先進事例調査（文献等）やデータ収集等を実施し、集計・整理する。

(8) 県環境審議会の資料等の作成

(ア) 環境審議会における審議資料を1回あたり50部作成する。（開催回数2回を予定、「兵庫県廃棄物処理計画（改定版）」の素案を含む。）

(イ) 環境審議会議事録（全文筆記）を作成する。

4 報告

(1) 成果物及び業務実績報告書の提出

業務終了後に、上記業務内容をまとめた報告書2部と電子データを提出すること。

(2) 委託期間中の報告

委託期間中、業務の進捗にあわせて、随時、途中経過の報告を行うこと。また、委託者から業務進捗状況等の報告を求められた時は、速やかに報告すること。

(3) 事故等を記載した報告書の作成

委託業務に関連し事故が発生した場合には、直ちに委託者に連絡し、指示に従うこと。また、事故の詳細を記載した報告書を作成し、速やかに提出すること。

5 留意事項

(1) 法施行規則第1条の2の2の規定を基本とすること。

(2) 法第5条の5第2項第5号に規定されている非常災害時における事項については、兵庫県災害廃棄物処理計画（平成30年8月策定）の概要等を廃棄物処理計画（素案）に記載すること。

(3) 環境大臣が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月）及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について」（令和2年3月16日）に従うこと。

(4) 兵庫県が策定した「第5次兵庫県環境基本計画」（平成31年2月）、「ひょうご循環社会ビジョン」（平成13年5月）、「21世紀兵庫長期ビジョン」（平成23年12月）等の方針に従うこと。これらの計画等は、兵庫県や「ひょうごの環境」ホームページに掲載している。

(5) 兵庫県が策定した「兵庫県分別収集促進計画（第9期）」（令和元年12月）、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成31年4月）、「兵庫県（瀬戸内海・日本海）沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画」（令和2年3月）、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（令和3年3月）、「兵庫県バイオマス活用推進計画（令和3年7月）」等との整合性に留意すること。これらの計画等は、兵庫県や「ひょうごの環境」ホームページに掲載している。

(6) 帳票類及びデータ引き渡し及び受け渡しは、環境整備課において行う。

- (7) 本業務で収集したデータ、委託者が引き渡すデータ及びデータを記した帳票類（以下「帳票類」という。）を取り扱う場所は、受託者が管理するデータ入力作業場所又はデータ保管場所（以下、「データ入力作業場所等」という。）に限る。

※データ入力作業場所とは、データ入力作業のための機器等を常時設置し、技術者が実際にデータを取り扱う場所をいう。また、データ保管場所とは、委託業務関係者以外がデータにアクセスできないよう管理された保管場所をいう。

- (8) 本委託業務の受託者は、委託者と密接に連絡を取り、委託者の指示及び監督を受けること。

6 その他

(1) 業務の再委託禁止

受託者は、帳票類及びデータを入力したCD-R等の搬送も含め、業務を再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 契約書に定める事項の遵守及び機密保持

契約書に定める事項を遵守し、業務上知り得た内容及び秘密は、他に漏らしてはならない。

(3) 別途協議

作業内容について不明な点がある場合は、随時問い合わせ説明を受けること。
本仕様書に記載の無い事項等、疑義のある場合は、別途協議し定めるものとする。

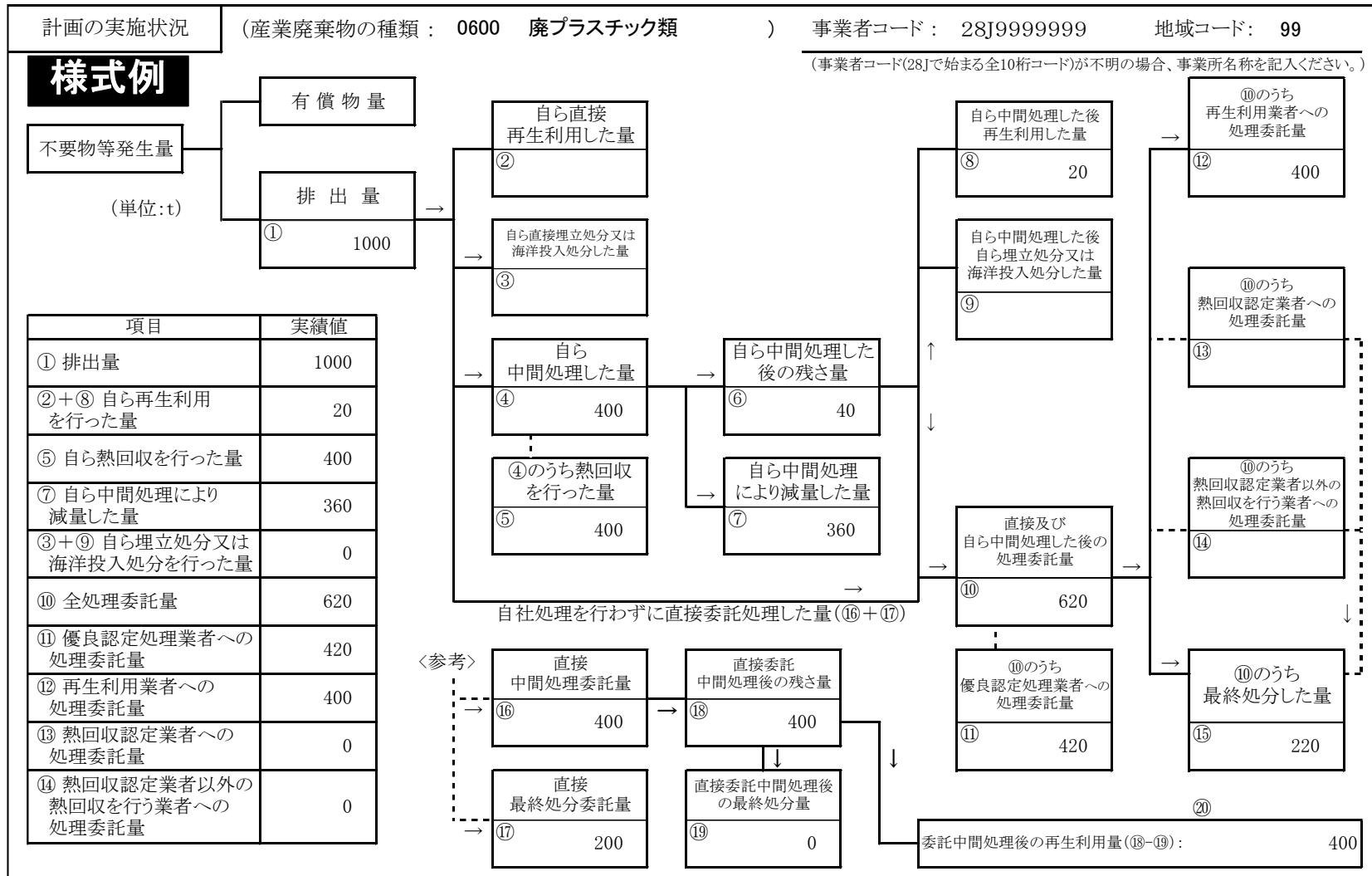
7 委託期間

契約の日から令和4年3月31日までとする。

排出量調査データの入力について

対象となるデータは、産業廃棄物多量排出事業者から提出される処理計画実施状況報告書。産業廃棄物の種類及び発生地域ごとに作成された第2面のデータを入力し、集計する。対象データの件数は、第2面1ページを1件として数える。

<対象データの様式>



「データ入力業務一覧」

項目	入力データ
事業者コード	英数 10 桁
事業者名	12 文字程度（工場名等含む）
地域コード	数字 2 桁
廃棄物コード	数字 4 桁
廃棄物名	6 文字程度（廃プラなど）
① 排出量	数字 (t)
② 自ら直接再生利用した量	数字 (t)
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	数字 (t)
④ 自ら中間処理した量	数字 (t)
⑤ ④のうち熱回収を行った量	数字 (t)
⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	数字 (t)
⑦ 自ら中間処理により減量した量	数字 (t)
⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	数字 (t)
⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	数字 (t)
⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	数字 (t)
⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	数字 (t)
⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	数字 (t)
⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	数字 (t)
⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	数字 (t)
⑮ ⑩のうち最終処分した量	数字 (t)
⑯ 直接中間処理委託量	数字 (t)
⑰ 直接最終処分委託量	数字 (t)
⑱ 直接委託中間処理後の残さ量	数字 (t)
⑲ 直接委託中間処理後の最終処分量	数字 (t)
⑳ 委託中間処理後の再生利用量	数字 (t)

データ集計について

1 次のとおりの出力となるよう集計を行う。

- (1) 「排出量」、「中間処理量」、「直接最終処分量」、「直接再生利用量」、「中間処理残渣量」、「減量化量」、「中間処理後最終処分量」、「中間処理後再生利用量」、「最終処分量」及び「再生利用量」（各々の割合も含む）をまとめたフロー図。
- (2) 発生地域（阪神北、東播磨、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）ごとの「排出量」、「直接再生利用量」、「中間処理量」、「中間処理残渣量」、「減量化量」、「直接最終処分量」、「中間処理後再生利用量」、「中間処理後最終処分量」、「再生利用量」及び「最終処分量」をまとめた表。
- (3) 廃棄物の種類ごとの「排出量」、「直接再生利用量」、「中間処理量」、「中間処理残渣量」、「減量化量」、「直接最終処分量」、「中間処理後再生利用量」、「中間処理後最終処分量」、「再生利用量」及び「最終処分量」をまとめた表。
- (4) 廃棄物の種類ごとに、発生地域ごとの排出量をまとめた表
- (5) 産業分類（中分類※）ごとに、発生地域ごとの排出量をまとめた表。
- (6) 産業分類（中分類※）ごとに、廃棄物の種類ごとの排出量をまとめた表。
- (7) 産業分類（中分類※）ごとに、「排出量」、「直接再生利用量」、「中間処理量」、「中間処理残渣量」、「減量化量」、「直接最終処分量」、「中間処理後再生利用量」、「中間処理後最終処分量」、「再生利用量」及び「最終処分量」をまとめた表。
- (8) 事業者ごとの「排出量」、「直接再生利用量」、「中間処理量」、「中間処理残渣量」、「減量化量」、「直接最終処分量」、「中間処理後再生利用量」、「中間処理後最終処分量」、「再生利用量」及び「最終処分量」をまとめた表。

2 上記1（1）～（8）の集計イメージは次ページ以降の表を参考にしてください。なお、集計項目は変更する場合があります。

※ 水道業については、中分類より細分化した「361 上水道業」「362 工業用水道業」「363 下水道業」で集計。

